

京都市上下水道局告示第32号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第2号の規定に基づき商号の変更届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成16年12月9日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 届出業者名

京都市西京区上桂三ノ宮町85番地の1

有限会社 岩本管工

代表取締役 岩本根道

2 変更事項（商号の変更）

岩本管工から有限会社岩本管工に変更

3 指定期間

平成16年12月9日から平成21年3月31日

(上下水道局下水道部管理課)